

2010 年 2 月 11 日

---

## 特捜検察の闇

「検察幹部を激怒させた1冊」という中嶋博行の解説が付されている。2001年5月に出た魚住昭の本だが、改めて読み直してみても、核心をついている。「特捜検察」で東京地検特捜部を礼賛したジャーナリストが「検察はかつての検察ではなくなった」自分が知らず知らずの間に検察＝正義という幼稚で危険な発想をしていたことに気づかされた」として検察批判を繰り広げている。「彼らは関係者の利害や思惑が複雑に交錯する経済行為の実態を知らず、きわめて表面的な捜査に終始する。」という指摘も、90年代後半から目立ち始めた「新たなえん罪」は「真実の探求より、あらかじめねらい定めた対象の摘発を優先する国策捜査から生まれている」との指摘も、今日もなお妥当している。

唯一指摘が時代遅れになっているのは、「国策捜査」の定義だろう。当時は、国家の政策と検察が一体化することを意味したが、自民党政権が崩壊し、政官経による統治体制がなくなり、「国家」の形が変わろうとしているのに、未だにかつての「国策」をかたくなに守ろうとしている。自分たちこそが「国策」であるとアピールしているのが今回の小沢捜査だ。

最後に、2003年5月に文庫版が出版されたときに書き加えられた終章から引用しよう。

「検察は自らの疑惑を封じ込めながら安易に人を逮捕している。だが、この国にはその検察の暴走に十分な歯止めをかけられる機関も法制度もない。裁判所」は近年、検察寄りの傾向をとみに強めているから、ほとんどあてにできない。」

これに対する答えは、特捜部の解体と、違法捜査を繰り返してきた検事の罷免と特別公務員暴行陵虐罪による告発だ。加えて、検事の入替と、検事任官資格としての弁護士経験の採用が不可欠だ。

2010 年 2 月 7 日

---

## 小沢捜査とは何だったのか

2月4日のスーパーモーニングでの鳥越氏のコメント

「メディアを使って小沢幹事長は真っ黒だという印象は与えられたし、それによる社会的制裁はできた。痛み分けというところだろう。」

確かに私もそう思う。しかし、これは検察権限の濫用だ。特捜部検事は特別公務員職権乱用罪や特別公務員暴行陵虐罪で逆に告発されるべきだ。

2月6日日経 検証小沢マネー捜査(中)

石川議員と担当検事の堂々巡りのやり取り 「5千万円受け取ったよね？」知らないものは知らない」

ゼネコン側の調べでは沈黙の時間が長くなる。「金銭提供の日時、場所、相手方など具体的な質問は一切なし。検察は何もつかんでないんだろう」とゼネコン関係者。検察側からも「ただ『小沢事務所にカネを持っていったんだろう』とばかり聞かなくちゃいけない」とのぼやきが漏れた。

別の検察幹部は漏らした。「カネは間違いなく行っていると思う。でも公判で立証するかどうかはこれからの議論だな」

小沢幹事長不起訴を受けて、ようやくマスコミにも検察捜査を冷静に見る向きが出てきたようだ。最後の検察幹部の一言は、まさに検察の代表的見解であるとともに、最も核心的部分だ。要するに、検察は何も具体的な嫌疑も証拠もないままに、ただの思いこみで、強制捜査を行い、長時間の取調べを行い、マスコミを使った情報操作を行ったのだ。身柄を拘束し、犯罪者のぬれぎぬをかけることで脅迫して事件をでっち上げる。戦前の特高そのものであり、足利事件をはじめとするえん罪事件の構造そのものだ。

東京地検特捜部は解体し、中心的に動いてきた検事が弁護士登録をしてきたときは人権侵害を理由に登録拒否すべきだろう。

これは決して個人的極論ではない。東西ドイツが統一するとき、旧東ドイツ裁判官は人権侵害を理由に統一ドイツの裁判官に就任することを拒否された。旧東ドイツ時代には国外逃亡罪が法律で定められていたのだから、個人的にそれをおかしいと思っけていても、裁判官である以上法律を適用せざるを得なかったという弁明は受け入れられなかった。それだけの厳しさを、権力を行使する者は自戒しなければならないのだ。

2010 年 2 月 3 日

---

## 東京地検、週刊朝日に抗議

2月3日15時52分配信の J-CAST ニュースによると「週刊朝日」の記事に対して、東京地検特捜部が編集部側に抗議したという。

地検特捜部が抗議を行ったのは、2月12日号掲載の「子ども『人質』に女性秘書『恫喝』10時間」という記事だという。衆院議員で小沢一郎民主党幹事長の元秘書、石川知裕容疑者(36)の秘書が、地検に約10時間にわたって事情聴取を受けたとされる様子を報じたもので、

『ウソ』をついて呼び出し、10時間近くにわたり『監禁』した。そして虚偽の証言を強要し、『恫喝』し続けた」

などと地検を批判したのに対して、地検特捜部は2010年2月3日、「記事内容の何点かについて虚偽の点があり遺憾。嚴重に抗議する」という趣旨のFAXを送ってきたという。

これを「特捜部による言論統制」「検察ファッショ」と言わずに何といおうか。

特捜部がこのような「権力のおごり」に出たということは、よほど真実を、それも検察の恥部を明らかにしたからだろう。

政府も、このような言論統制をするような特捜部は解体し、問題の検事は懲戒処分に付すべきだ。特捜部こそ、最後の官僚(ゲームで言えば、最後に登場する最も強い敵キャラ)である。

2010 年 1 月 26 日

---

## 石川議員勾留延長

小沢幹事長に対する東京地検特捜部の事情聴取が23日に行なわれた。説明内容はこれまで語られてきたものを超えない。それに対するマスコミの反応は説明責任を果たしていないというものだが、それは東京地検の見立てが正しく、小沢幹事長の説明をうそだと決めつけているからだ。しかし、それはおかしいだろう。東京地検の見立てがすべて正しければ、弁護士はいらないし、裁判所だっていない。東京地検は、1官僚組織にすぎない。「脱官僚」が今の日本にとって正しい道であるならば、東京地検特捜部の見立てを絶対視するのはおかしい。「脱官僚」の行き着くべきところは、官僚組織の最後で最大の牙城である「東京地検特捜部」と「最高裁事務総局」の解体である。

25日、石川議員の勾留期限を迎え、勾留延長された。勾留延長の要件は証拠隠滅のおそれと逃亡のおそれが引き続きあることだ。しかし、勾留被疑事実である政治資金規正法違反の容疑について、今さら何の証拠隠滅や逃亡のおそれがあるというのか。ゼネコンからの裏献金の容疑はただの別件にすぎないではないか。東京地裁も、検察庁と同じ穴のむじなで、解体をおそれる官僚組織の一員であることを自認するものだ。

2010 年 1 月 19 日

---

## 国会代表質問スタート

今日から衆院での代表質問が始まった。当面の最大の焦点は鳩山首相と小沢幹事長の政治資金をめぐる「政治とカネ」の問題だという。自民党大島幹事長は陸山会の土地購入問題について質疑した。

しかし、これが今の日本の国会において一番に議論すべき問題か。陸山会の土地購入問題というのは民主党が政権を執る前の話ではないか。しかも、政府の要職でもなく、1政党の幹事長の問題だ。

今朝のTVニュースを見ていたら、小沢幹事長について幹事長を辞めるべきだとか、議員を辞めるべきだという声が高まっており、また、政府に対する支持率も急落しているという。しかし、それは東京地検特捜部の世論操作ではないのか。一体、陸山会の土地購入問題についての渡橋地検特捜部の嫌疑が何であるのかを、マスコミも国民も理解して民主党政権を批判しているのか。

結局、「疑惑」というのは、政治資金収支報告書の虚偽記載という「本件」ではなく、その裏にあると検察庁が勝手に憶測するゼネコンからの裏献金疑惑という「別件」である。マスコミは、この検察庁による「別件」の世論操作に惑わされているだけではないのか。

東京地検特捜部のこの「疑惑」が何の根拠もなかったということが後に分かっても、検察庁トップは誰一人として責任はとらないだろう。国家賠償責任を負うとしても、それは国、すなわち国民でしかない。この誤った「疑惑」により、それが誤ってしようと正しかろうと、目的を達するのは検察庁を核とする官僚でしかない。これにより民主党政権に打撃を与え、あわよくば政権転覆の目的を達するのだから。この無責任な官僚の体質こそ、今の日本において、最も正されなければならない。

2010 年 1 月 18 日

---

## 民主党政権誕生の意味するもの

民主党政権は、「脱官僚」を旗印に動いてきた。事務次官会議を廃止し、宮内庁長官の記者会見を公然と批判し、国会での官僚答弁を廃止し、ハツ場ダムなど国と地方と地元経済界が一体となって動かしてきたプロジェクトを廃止し、行政刷新会議による事業仕分けなど国家行政組織法上何の根拠もない、国会議員と民間人による「国民的機関」が、長年にわたって承認されてきた国の事務事業を廃止した。行政法の勉強をしてきている人間からすると、これは従来の行政法システムを民意の名の下に覆すものである。縦割りでありながら、すべてが有機的に関連して形成されてきた行政法体系を根底から覆すという意味では、まさに「革命」であった。この「革命」は、これまでの日本の国家と社会を支えてきた官僚と経済界からすると、秩序を破壊するものであり、許されない。東京地検特捜部による小沢幹事長パッシングは、まさに官僚を代表する、最も純粋な官僚機構である検察庁(と裁判所)による、最大で最後の「官僚による反転攻勢」ではないか。東京地検特捜部(と裁判所)は、戦後日本においてはじめて登場した民意に基づく政権の転覆を謀る民主主義の敵である。

2010 年 1 月 15 日

---

## 陸山会土地購入問題強制捜査(続き)

東京地検特捜部は13日に小沢民主党幹事長の関係先の一斉捜査に踏み切った。

日経新聞14日紙面によると、陸山会の土地購入問題に関し4つの疑問と書かれている。

1番目の疑問は代金4億円の原資は何か。これに対する小沢幹事長の回答は個人的に貸し付けたというものだ。そのどこが最大の疑問なのだろう？ 検察はこの4億円はゼネコンからの献金だったと疑っているという。疑うのは勝手だが、それで強制捜査ができるのか。げすの勘ぐりではなく、証拠に裏付けられた嫌疑なのか。

2番目の疑問は不自然な金の動きだという。資金を動かすのは不自然で、それは真実隠蔽のためだというのが検察の見込みのようだ。これは逃げる人を捕まえるときの警察の言い分そのものだ。「逃げるのは悪いことをしている証拠だ」というのは、無罪推定を全く無視する前近代的警察論理だ。

3番目の疑問は土地購入代金の支払いを3ヶ月後にしたことだという。しかし、お金があつたら、売買代金の決裁は今しないといけないというのは、不動産売買をしたことのない、世間知らずの言い分だ。

4番目の疑問は、陸山会が土地を購入した日の午後、口座に残った資金4億円で小沢幹事長名義の定期預金を組み、これを担保に小沢幹事長が4億円の融資を受け、そのまま陸山会に貸し付けたのが不自然だという。しかし、何が不自然なのだろう？ 以前、私の担当した事件で、検察官から「会社に1000万円の現金があつたのであれば、どうして1000万円を銀行から借り入れたのか。銀行から借り入れたのは会社には1000万円がなかったからだろう。これこそが犯罪の動機を認めるものだ」と、いかにも鬼の首をとったかのようにいわれたことがある。馬鹿じゃないか。会社を経営したことがない素人の言い分だ。手元資金は使ってしまうと現金ゼロの会社になるが、借入をすれば資産は倍になるのであって、金利負担以上のメリットがある。そんな初歩的なことも知らずに、人を犯人視するのが検察のやり方だ。また、そんな当たり前のことに気づかず、いかにも検察から流されるリークを信じて、検察と同じ視点で新聞記事を書いて、よくそれで経済通を通す新聞と言えたものだ。マスコミも、検察リークを唯々諾々と、かつての大本営発表記事のように載せるのはいい加減にやめたらどうか。



2010 年 1 月 14 日

---

## 小沢幹事長関係一斉強制捜査

TV 報道を見ていると、陸山会や鹿島や関係箇所に一斉強制捜査に入ったという。疑問だらけだ。何なんだ？！自分勝手な憶測を書いてみる。

来週から通常国会が開会するというこの時期に、政権与党の幹事長関係の強制捜査をするというのは、不当な政治介入ではないのか。

検察庁幹部には、今の内に小沢幹事長をつぶしておかないと(権力を握られると)、ぎゃきに自分たちが異動させられて自分たちの「権力」を失うという恐怖感・焦りがあるのではないか。

あるいは、民主党では日本の国家が成り立たないという自分たちなりの正義感にあおられているのか。

あるいは、これまでの通常の捜査手法である、任意取調べの出頭要請に応じないことの報復なのか。

政治資金規正法違反の被疑事実で、ここまでの強制捜査ができるのか。はたして嫌疑はどこまで確定しているのか。報道では6時間以上の捜索がなされ、多くの資料を持ち帰ったと言われているが、渉猟的探索的捜索ではないのか。どうしてこんな「異常な」捜索に裁判所が令状を発布するのか。

TV 報道では、石川議員の供述があいまいに変遷してきたと報道され、そのために強制捜査に入ったかのようにも報道されていたが、これは検察関係者による強制捜査を正当化するためのリーク・情報操作にすぎない。

一連の4億円土地購入問題疑惑・報道というのは、検察庁によるマスメディアへの情報操作だ。

マスメディアももっと深い洞察力を持ってもらいたい。中には「説明しないから疑惑を招くのだ」という発言もあったが、どうして説明する義務があるのか(政治責任の問題と検察の捜査の対象となる刑事責任とが区別されなければならない)。これは「逃げるのはやましいことがあるのだろう」というのと同じ、警察目線の発想にすぎない。

昔、「検察ファッショ」という言葉がはやったが、私に言わせると、今回の検察の動きは、戦争前の青年将校による反乱劇にしか見えない。